

# 令和時代の公的年金保険に向けて

日本年金学会シンポジウム  
「公的年金・私的年金の歴史的考察と改革への視座」  
2021年10月22日14時15分より 於 JJK会館  
慶應義塾大学  
商学部 権丈善一

# 「不確実性と公的年金保険の過去、現在、未来」の「1 不確実性とリスク」 (2頁)

- 将来不安という人間の恐怖を制御してきた制度の進化
  - 人類の歴史をながめてみて、**将来について確実に言えることは、将来は不確実であるということくらいしかなさそうである。**実際、将来というのものは何が起こるか分からない。そして、人類は、そうした不確実な将来の下でも命を全うしようとする本能を身につけ、不確実な将来に対して不安という恐怖を強く意識し、将来の不確実性をなんとかして制御、克服しようとしてきた。**将来不安という人間の本質的恐怖が醸成する政治不安を制御する過程で生まれてきた統治システムが「公的年金保険」である。この制度を、そうした人間の性(さが)が、不確実性を増幅させた資本主義の時代に生み出された社会的構築物であるとみると、その辿ってきた歴史を理解することができる。**
  -

# タイトルにある「不確実」に込めた意味

- 2001年『再分配政策の政治経済学——日本の社会保障と医療』
  - 「将来のことを論ずるに当たっての考え方」（164—170頁）
  - 不確実性研究の古典であるKnight(1921)のなかでは、結果についての確率分布が既知であるばあいは〈リスク〉と呼ばれ、そのような確率分布についての知識がまったくないばあいは〈不確実性〉と呼ばれたことはひろく知られている。ここでの不確実性という言葉も、ナイトの意味における不確実と同義である。本来、不確実なものは予測のしようがない。しかし仮に不確実のもとであっても、人は2つの方法で予測されている。しかし仮に不確実のもとであっても、人は2つの方法で予測されている。・・・
    - 論拠不十分の原理——ひとつひとつの状態が生起する公算が互いに等しいと見なす方法
    - 主観的には確率分布は既知のものであると想定
      - 「経済予測に限らず、つねに極端な予測を出す人は性格的に極端なのだ。こうした予測は、その人の人生観を反映しているにすぎない」ウィリアム・シャーデン『予測ビジネスで儲かる人々』より

# 2004年『年金改革と積極的社会保障政策——再分配政策の政治経済学Ⅱ』 (27—28頁)

- Max-Min原理と保険料率調整のタイミング  
ここで考えなければならないことは、ただ一点、所得代替率  $\alpha$  を維持できなくなる事態が生じたときに、その事態に対処するいかなる方法が残されているかということである。こうした問いは、最悪の事態のなかで最善を保証する方法〔Max-Min principle〕は積立方式と賦課方式とではどちらの方であるかと問うことに等しく…、年金の制度設計段階では、積立金運用利回り  $r$ 、経済成長率  $g$ 、人口成長率  $n$  は、いずれも予測値であり、経済社会変動に関する不確実要因である。これら予測値が、積立方式のなかで、所得代替率  $\alpha$  を維持できない方向に外れてしまったとする。…

# 年金、社会保障と税

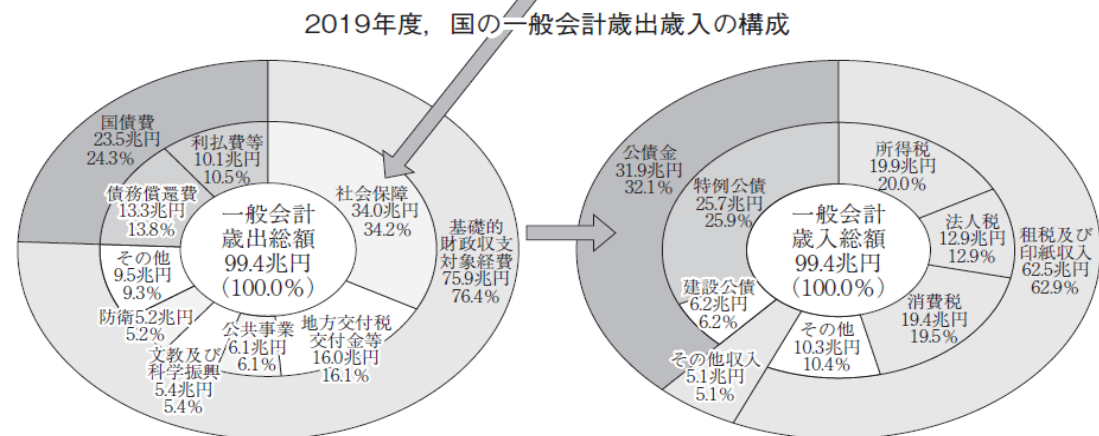
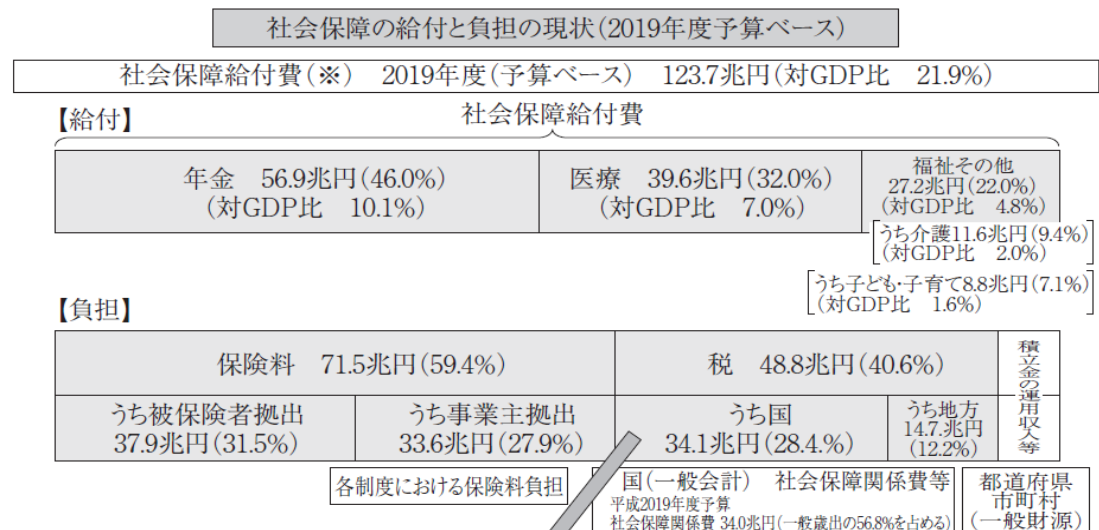
- 平成16年年金改革
  - 附則16条
    - 特定年度（＝基礎年金国庫負担を2分の1とする年度）については、平成19年度を目途に、・・・所用の安定した財源を確保する税制の抜本的な改革を行った上で、平成21年度までの間のいずれかの年度を定めるものとする。
- 平成20年12月24日閣議決定「中期プログラム」
  - 基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げのための財源措置や年金、医療及び介護の社会保障給付や少子化対策に要する費用の見通しを踏まえつつ・・・
  - 消費税の全税収を確立・制度化した年金、医療及び介護の社会保障給付及び少子化対策の費用に充てることにより（社会保障4経費）、消費税収はすべて国民に還元し、官の肥大化には使わない。
- 平成21年税制改正附則
  - 附則104条
  - 平成21年度税制改正法附則第104条（H21.3）
  - 「政府は、基礎年金の国庫負担割合の2分の1への引上げのための財源措置並びに年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用の見通しを踏まえつつ、(中略)遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本改革を行うため、平成23年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする」
- 平成24年3月30日（平成23年度中）
  - 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案」衆議院提出
- 平成24年8月10日、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」が成立した日に、「年金機能強化法」で特定年度を平成26年度と定める。
- 平成26年4月
  - 基礎年金国庫負担2分の1の安定財源を確保

# 令和4年度 概算要求額・要望額と 社会保障と一般会計の関係

	億円	政策的経費構成比	一般会計構成比
厚生労働省	339,450	42%	30%
総務省	164,837	20%	15%
国土交通省	71,249	9%	6%
文部科学省	59,161	7%	5%
防衛省	54,463	7%	5%
内閣府	40,186	5%	4%
農林水産省	24,568	3%	2%
財務省	18,033	2%	2%
経済産業省	10,825	1%	1%
他	31,425	4%	3%
政策的経費計	814,197	100%	
国債費	302,362		27%
一般会計歳出計	1,116,559		100%

出所：財務省資料（令和3年9月7日）

注：総務省予算の約96%は地方交付税交付金等



出所：『ちょっと気になる社会保障 V3』 124頁

# 日本年金学会 シンポジウム「2019年財政検証に向けて」 まとめ

第38回 日本年金学会研究発表会  
2018年10月26日



## シンポジウム「2019年財政検証に向けて」①

人生100年時代の公的年金保険——Work longer社会に向けた平成16年フレームの進化のために

1. オプションⅠ マクロ経済スライドの仕組みの見直し
  - ・ マクロ経済スライドフル適用の試算を行う
2. オプションⅡ 被用者保険のさらなる適用拡大
  - ・ 雇用保険の適用条件と同等の適用拡大条件で試算を行う（週20時間以上、31日以上雇用見込）
3. オプションⅢ 保険料拠出期間と受給開始年齢の選択制
  - ・ 繰下げ受給を選択しやすくするために、2分の1繰下げの試算を行う
  - ・ 60歳以上の保険料拠出期間に対応する基礎年金給付には国庫負担を交付しないとした場合の財政見直し
    - ・ 上記の財政見通しの作成に当たって、各制度及び厚生年金実施機関が基礎年金勘定に拠出する基礎年金拠出金の額を算定する際に、
      - ・ (ア)60歳以上の拠出金対象者を1人と数える場合と、
      - ・ (イ)0.5人と数える場合の財政見直し
  - ・ 受給開始可能年齢を75歳まで延長した試算
  - ・ 70歳から75歳の保険料納付も視野に入れた試算
  - ・ 在職老齢年金の廃止の財政影響を示してほしい
  - ・ 一つの繰下げ増額率が与えられた時の、繰下げ受給の利用状況による財政影響を示してほしい
  - ・ 私的年金を加味した所得代替率の提示
4. 公的年金保険の誤解を解くために
  - ・ 国民年金法を「国民年金保険法」へ改称、財政検証に関する発表、広報の仕方に工夫を



# 第38回日本年金学会 シンポジウム「2019年財政検証に向けて」②

人生100年時代の公的年金保険——Work longer社会に向けた平成16年フレームの進化のために

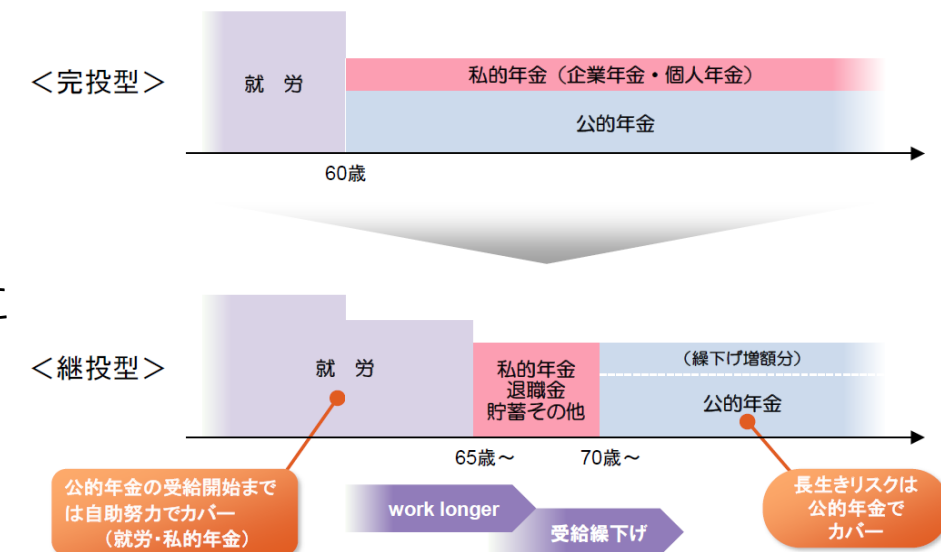
## • 附則

- オプションⅢにおける保険料拠出期間に関しては、60歳以上の期間については国庫負担割合を当面ゼロとする。
- 消費税率が10%を超える引き上げが当面実現しないとの前提であり、将来実現した際には、60歳以上の期間についても国庫負担割合は50%とする。

## • 高齢期所得保障における新たな役割分担

- 完投型から、リリース3本柱 **“WPP”** による継投型へ。
- **Work longer**（長く働き）、**Private pensions**（私的年金）が中継ぎ（セットアップ）し、**Public pensions**（公的年金）が抑えの守護神に

「継投型」による公私年金の役割分担



# 次期年金改革について

- 2020年、年金改正法の附則の検討規定
  - 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律第6条第2項各号に掲げる事項及び公的年金制度の所得再分配機能の強化その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
  - 法律第6条第2項
    - 一. 調整率に基づく年金の額の改定の仕組みの在り方
    - 二. 短時間労働者に対する厚生年金および健康保険の適用拡大
    - 三. 高齢期における職業生活の多様性に応じ、一人一人の状況を踏まえた年金受給の在り方
    - 四. 高所得者の年金給付の在り方および公的年金等控除を含めた年金課税の在り方の見直し

# 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律に対する附帯決議

## • 与野党の協議から生まれた衆議院附帯決議

- 政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 短時間労働者に対する被用者保険の適用については、被用者には被用者保険を適用するとの考えの方を優先し、速やかに検討を開始すること。

- 二 被用者保険の適用拡大により保険料負担が増加する中小企業に対しては、各種の支援措置の充実を検討すること。

- 三 今後の年金制度の見直しは、この基礎となる。国長係り、比較し、この基礎となる。国長係り、比較し、この基礎となる。

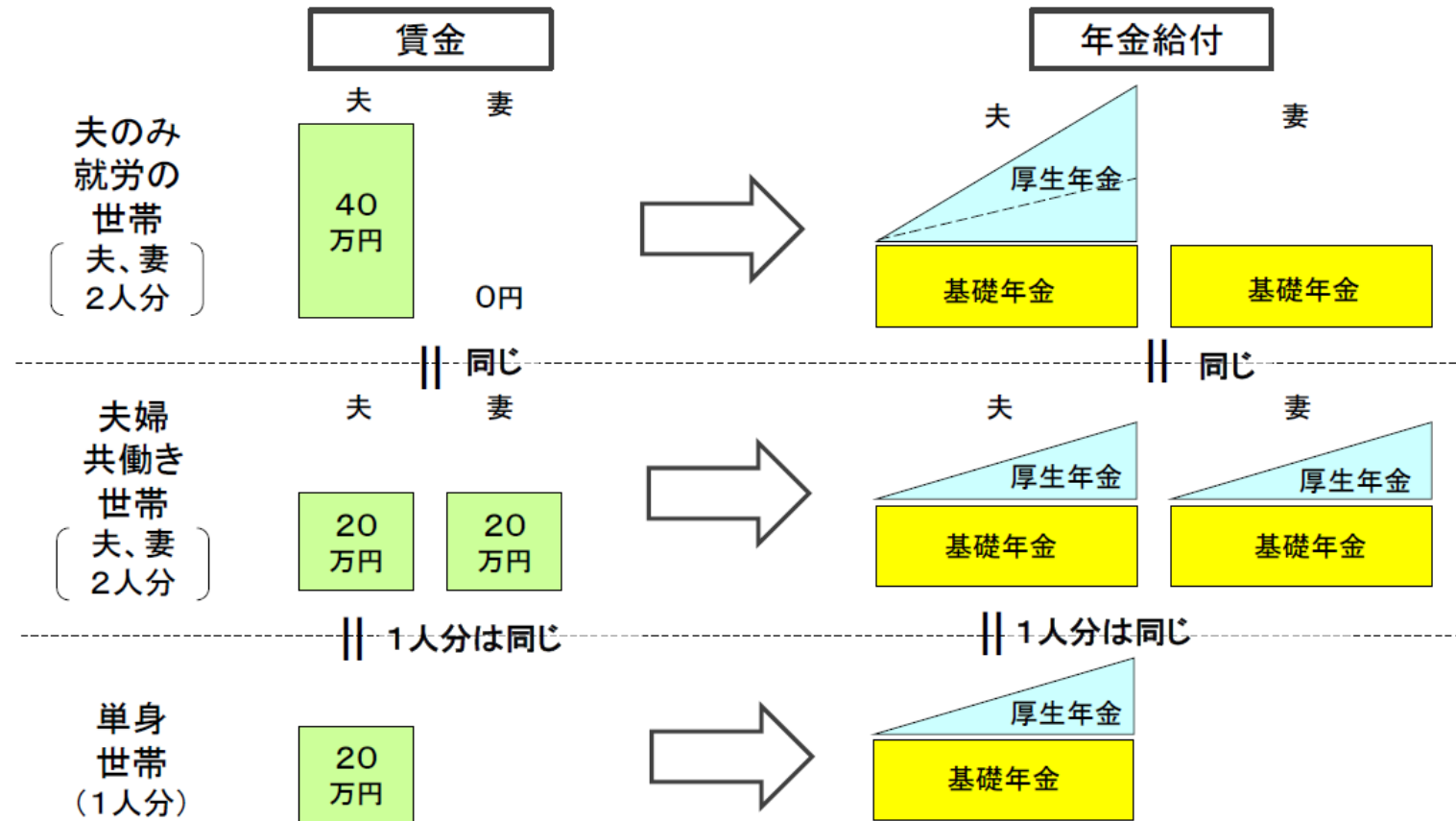
- 四 将来の所得代替率の低下が見込まれる基礎となる。国長係り、比較し、この基礎となる。

# 公的年金保険をとりまく、 ここ10年ほどの環境の変化

- 公的年金は保険であるということへの理解の普及。
- 終身の給付であることへの理解の普及（月額×終身／年額×終身）。
- 日本人が若返ったということが明らかにされ、それに基づいて、さまざまな政策が動く。
  - 日本老年学会・老年医学会(2017年1月) 75歳高齢者提言
  - 『高齢社会対策大綱』（2018年2月）
  - 2018年年金学会シンポジウムでのWPP提言（スライド9参照）
  - 高年齢者雇用安定法（2020年3月）、年金改革（2020年5月）
- Work Longerは、自分のため、年金を増やして自分の老後に安心を得るためであり、人のためではない←社会保険方式の公的年金の強み≠支えてを増やす。
- 年金保険の様々な誤解が解かれ、制度そのものに変化はないのに、前向きに情報を発信できるようになってきた。
  - 公的年金の負担と給付に関する根本原則への理解の普及。
  - 受給開始時期自由選択制への理解の普及。
  - （『人生100年時代の年金制度』（32頁）に書いているように、2020年、年金局に「年金広報企画室」も設置される）

# 公的年金の負担と給付の構造（世帯類型との関係）

賃金水準（1人あたり）が同じ世帯における公的年金の負担と給付の構造（図による例示）



厚生年金保険法  
第3章の3

被扶養配偶者である期間についての特例  
（被扶養配偶者に対する年金たる保険給付の基本的認識）

被扶養配偶者を有する被保険者が負担した保険料について、**当該被扶養配偶者が共同して負担したものである**という基本的認識の下に……。

賃金水準（1人あたり）が同じであれば、どの世帯類型でも年金月額、所得代替率は同じ。

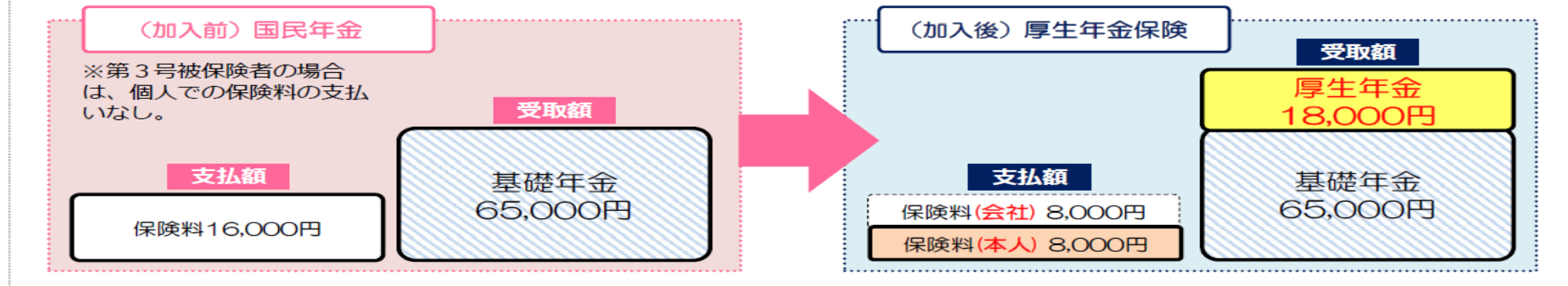
# 被用者保険適用となることによる給付・負担の主な変化

## 老後の生活保障の充実

- 全国民共通の老齢基礎年金に加えて、報酬比例の老齢厚生年金を受給できる。

モデルケース（月収88,000円）	保険料	増える年金額（目安）
40年間加入	月額8,000円／年額96,000円	月額18,200円／年額218,800円 × 終身
20年間加入	月額8,000円／年額96,000円	月額 9,100円／年額109,400円 × 終身
1年間加入	月額8,000円／年額96,000円	月額 500円／年額5,500円 × 終身

### <保険料と年金額のモデルケース（40年間加入）> ※金額は月額



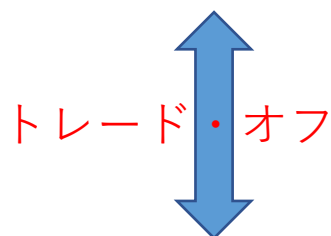
## その他のメリット

- 報酬に比例した保険料負担（**応能負担**）。また、保険料負担は労使折半。
- 加入者が障害がある状況になった場合には**障害厚生年金**、また、死亡した場合には遺族に対する**遺族厚生年金**を受給できる。
- 勤務先で健康保険に加入することで、病気、ケガ及び出産によって仕事を休まなければならない場合に、**傷病手当金**または**出産手当金**を受給できる。



# 時代とともに、社会保障のあり方を規定する 価値、目標の比重が変わる

- **垂直的再分配**（なお、厚生年金にはすでに垂直的再分配が組み込まれている）



- **Work Longer社会との整合性**  
= 社会保険原則の厳守（給付時に負担能力を問わない）  
年金の世界では、自由選択制の徹底  
受給開始時期、自由選択制の徹底  
「在職老齢年金制度は拠出制年金における  
例外的な仕組み」『年金部会の議論の整理』（2019年12月）  
医療・介護の世界では、  
自己負担率の統一などもある）

- **人生選択に中立**

人々の若返り  
人生100年社会  
働き方、家族のあり方の  
変遷のなかで、  
比重が高まりゆく価値



# 植樹のような意識で

- 年金改革と、植樹のような意識を持って取り組んでおく必要がある、何年も先を見越した植樹のような意識をもち、必要な意義が生まれる。5年に1度、100年先を見越した「財政検証」のしなやかな段階で、課題が実際に顕在化するのを防ぐための打ち手。着実に進めていくと、そのうち100年先を見越した植樹のような意識が、社会保険V3』164頁

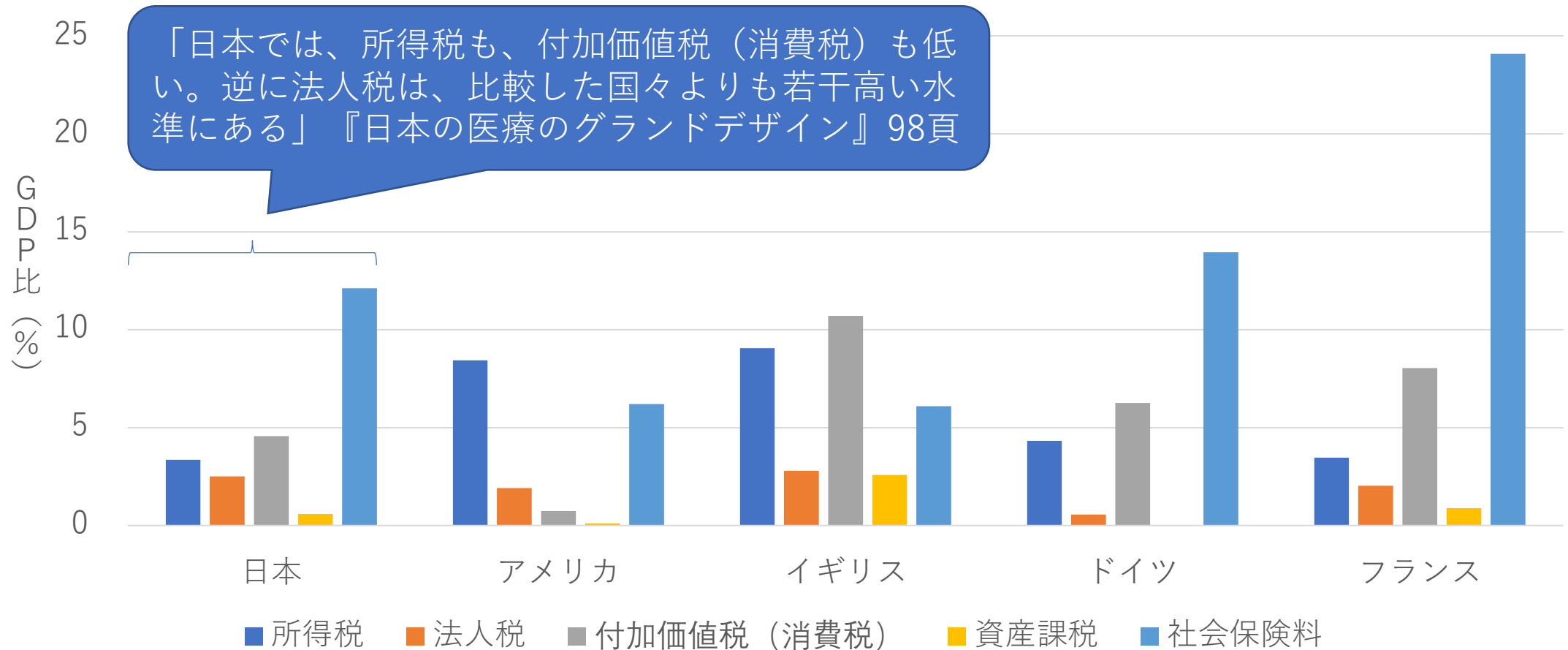
ご静聴、ありがとうございました。

以下、参考資料

権丈(2019)「財源論」『日本の医療のグランドデザイン 2030』

(日本医師会総合政策研究機構) より

# GDPに占める租税（2016） ・ 社会保険料 （2015）の割合



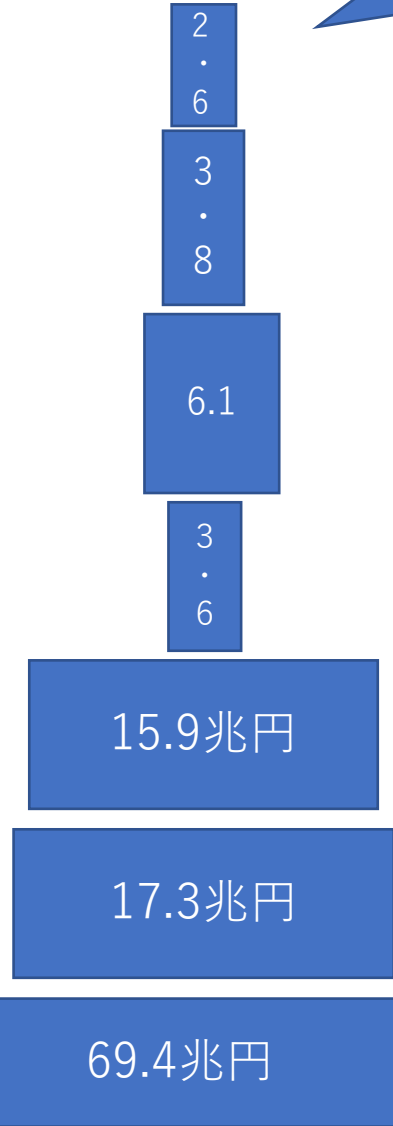
# 『日医のグランドデザイン2030』 97－98頁

- 消費税率が10%になる今年まで、1979年の一般消費税導入の挫折から40年かかり、年速0.25ポイントでしか進むことができなかった日本を考えると、他の国にもまして、**財源調達は「全員野球」**でやらなければならない側面は強いのかもしれない。その際、おさえておかなければならないことがある。
- . . .
- 次の図表1-2-2-17に見るように、**所得税を課すことのできる課税所得は「漏じょうご斗」を逆さにしたような「逆さ漏斗型」とも言える分布**をしている。
- いずれ仮に、フランスの一般社会拠出金（CSG: la Contribution sociale généralisée 一部の例外を除き所得をはじめあらゆる収入に課されるcontribution）のような社会保障目的の財源を考えると、**課税所得の分布が逆さ漏斗型になっている**事実は広く共有しておく必要がある。**高所得層に課すだけでは多くの税収を期待できないのである。**

• 限界税率区分〔課税所得（給与所得）〕

- 45%〔4,000万円～（4,473万円～）〕
- 40%〔1,800～4,000万円(2,321～4,473万円)〕
- 33%〔900～1,800万円(1,409～2,321万円)〕
- 23%〔695～900万円(1,210～1,409万円)〕
- 20%〔330～695万円(836～1,210万円)〕
- 10%〔195～330万円(654～836万円)〕
- 5%〔0～195万円(354～655万円)〕

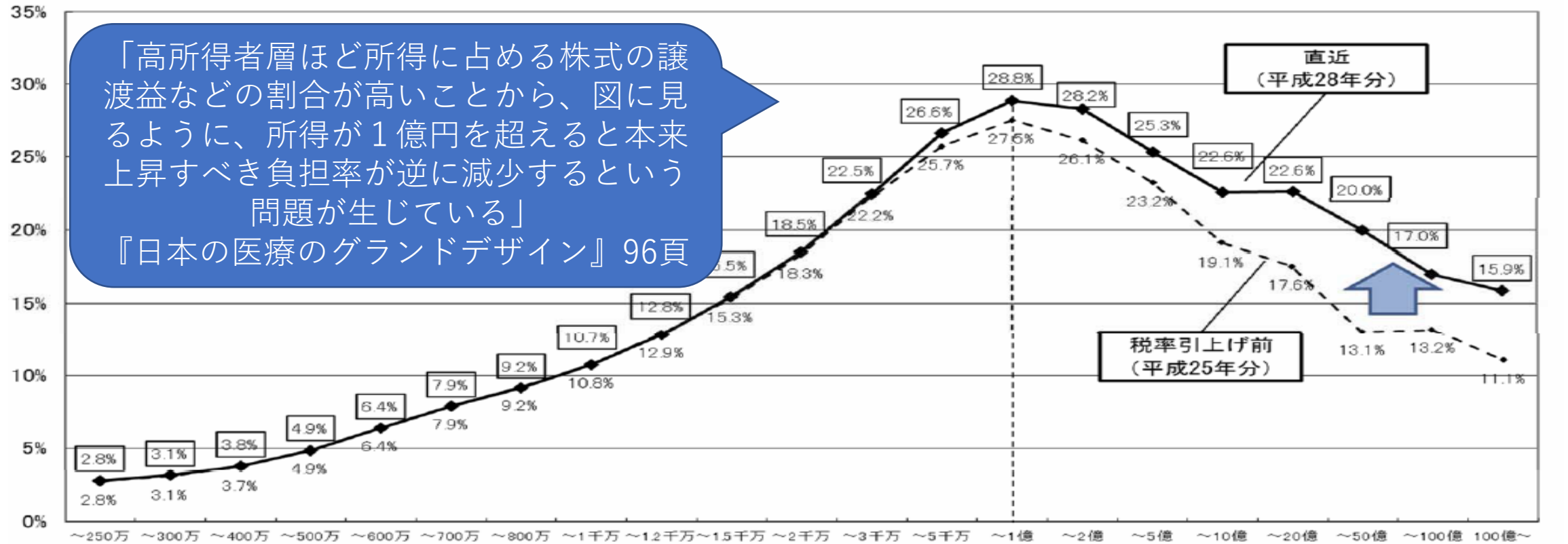
「高所得層に課税するだけでは多くの税収を得ることはできない」  
『日本の医療のグランドデザイン』97頁



税率区分毎の課税所得の  
逆さ漏斗型グラフ

# 申告納税者の所得税負担率——資産所得 に対する一定税率の分離課税

○ 平成25年度改正において、上場株式等の譲渡所得等に対する10%（所得税：7%、住民税：3%）の軽減税率は平成25年12月31日をもって廃止され、平成26年1月1日以後は20%（所得税：15%、住民税：5%）の税率が適用されている。



(備考) 各年分の国税庁「申告所得税標本調査 (税務統計から見た申告所得税の実態)」より作成。 (合計所得金額: 円)

(注) 所得金額があっても申告納税額のない者 (例えば還付申告書を提出した者) は含まれていない。  
また、源泉分離課税の利子所得、申告不要を選択した配当所得及び源泉徴収口座で処理された株式等譲渡所得で申告不要を選択したものも含まれていない。